

JCAAW

Japan Commerce Association of Washington, D.C., Inc.
ワシントン日本商工会会報

11月号 2021年 No. 537

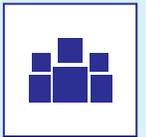
目次

- 商工会よりご報告.....2
- 会員紹介コーナー.....3
- 第19回ワシントン日本商工会
Capital Classicゴルフトーナメント結果ご報告...4
- バーチャル・ネットワーキングイベント開催報告...9
- 広告募集のご案内.....12
- 米国での生活と移民法
第59回「移民法最新情報」
米国移民法弁護士 石田 砂織.....13
- ワシントン月報(第177回)「30年闘争記 ~ローファ
ームの分裂~ ~我が人生~」
米国特許弁護士 服部健一.....17
- 今月の書評「疫病が流行った年」
ポトマック・アソシエーツ 池原 麻里子.....22
- English Rescue by Jennifer:
「Language and Culture」.....24
- 編集後記.....27

新企画

「会員紹介コーナー」

会員間の親睦を図るべく、既存会員の自己紹介ページを設けました。P.3



今月の特集

「第19回ワシントン日本商工会 Capital Classic ゴルフトーナメント結果ご報告」

2年ぶりの開催となりました本大会は、前回は上回る大勢のゴルフ愛好家の皆様のご参加と、多くの方々のご協賛とご協力により、大盛況を収めました。P.4 ~

「米国での生活と移民法」

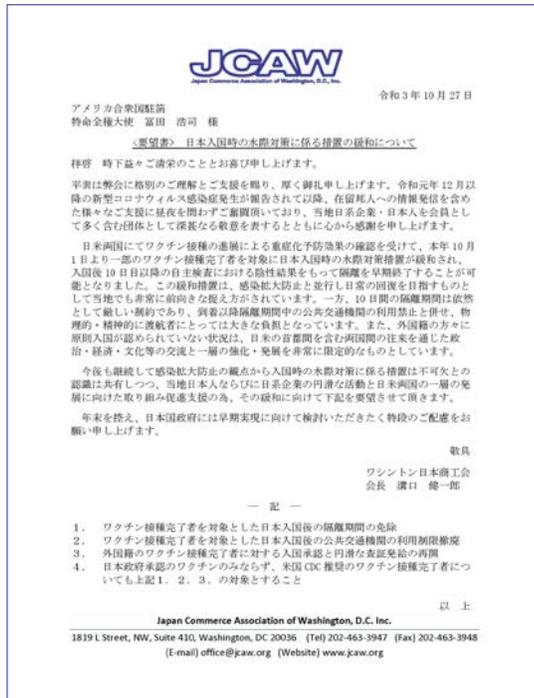
渡米者に対するワクチン接種の義務化による注意点や、米国政府機関が閉鎖なった場合に懸念される移民法上の手続きへの影響など、移民法最新情報をご教授いただきました。P.13~

JCAW Copyright © 2021 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

商工会よりご報告

会長 溝口 健一郎

日本入国時における水際対策措置の更なる緩和を要望



皆様ご存知の通り、日本政府は10月1日から新型コロナウイルスに係る日本入国時の水際対策措置の一部を緩和しました。14日間の隔離期間について、10日目以降に自主的に検査を受けて陰性が証明されれば、隔離期間を最短で10日間に短縮できるというものです。

これは隔離措置が導入されて以降、初の実効的な緩和であり、大きな前進です。

しかし、急用でどうしても一時帰国が必要な場合、ご親族の不幸など様々な生活場面も考慮すれば、最短でも10日間の隔離期間に加えて、継続している公共交通機関の使用制限は時間的にも経済的にも大きな負担と考えます。

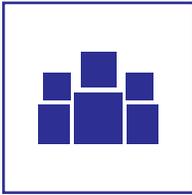
また、外国人へのビザ発給停止は、DCエリアに在留する多くの日本人が使命ともする両国間の関係強化を促進するための様々な交流を困難なものにしております。

以上の状況を踏まえ、この度ワシントン日本商工会は10月27日(水)、在アメリカ合衆国日本国大使館に対し、以下の内容にて要望書を提出、要請いたしました。

1. ワクチン接種完了者を対象とした日本入国後の隔離期間の免除
2. ワクチン接種完了者を対象とした日本入国後の公共交通機関の利用制限撤廃
3. 外国籍のワクチン接種完了者に対する入国承認と円滑な査証発給の再開
4. 日本政府承認のワクチンのみならず、米国CDC推奨のワクチンを接種完了者についても上記(1)、(2)、(3)の対象とすること

ワシントン日本商工会は、これにより日米両国の往来に係る手続きが緩和、促進され、会員皆様が一瞬も早くに日常を取り戻すこと、また両国の一層の関係強化につながればと考えております。

(本要望書の提出は10月27日に行いました。その後11月5日に、一部の目的及び手続等を前提とした自主隔離期間の3日への短縮措置につき発表されています。)



会員紹介コーナー

会員間の親睦を図るべく、既存会員の自己紹介ページをスタートいたします。第一号は日立製作所さんをお願いいたしました。

掲載希望の方は、お気軽に事務局 (office@jcaw.org) までご連絡下さい。

HITACHI
Inspire the Next

法人名: 株式会社日立製作所 ワシントンコーポレートオフィス

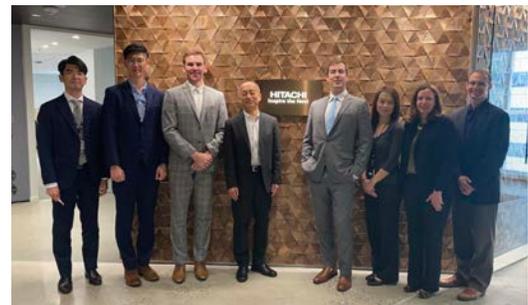
代表者: 溝口健一郎

📍 900 19th Street NW, Suite 725, Washington DC 20006

🌐 www.hitachi.us



日立製作所ワシントン事務所は、1985年に設立され、海外活動を通じた米州における日立ブランドのプレゼンス向上、日立グループのビジネス支援、米国の政策動向・世界の地政学的情勢の分析をミッションとしています。関連する連邦政府の各機関及び州政府との関係構築を図るとともに、シンクタンクや業界団体などを通じて情報の収集・分析を進めることで、経営を支援しています。ロスアンゼルスにはランチオフィスがあり、南カリフォルニアを中心にSTEM教育分野を中心としたCSR活動を展開しています。



日立ワシントン事務所のチームメンバー(代表者は中央)

北米における日立のビジネスは、年間売上約100億ドル、会社数72社、従業員数約2万5千人の規模を擁しています。主な事業領域は、電力グリッド、ITソリューション、自動車部品、鉄道システム、産業関連製品などです。北米の事業は全世界の13%を構成し、日本以外では日立にとって最大の市場になっています。最近の実績としては、ワシントン首都圏交通局からの鉄道車両の受注があります。次世代地下鉄車両8000系を最大800車両設計・製造するというもので、受注規模は22億ドル、2024年から納入開始予定です。本車両製造のための工場建設をワシントン地域で予定しており、地域経済にも貢献できると考えています。

日立は、1910年に小平浪平が国産の電機技術の確立をめざして茨城県日立市でスタートアップした企業です。現在は事業もグローバル化し、経営陣の国籍も多様化していますが、日本を根拠とした「和」「誠」「開拓者精神」という創業の精神は揺るいでいません。ここワシントンにおいても、日本大使館をはじめ日米関係の深化に尽力しているみなさんとの関係を大切にしています。ワシントン日本商工会、日米協会、米日カウンシルなどに参加しているのもそうした思いからです。外交問題評議会(CFR)とは、20年以上にわたりフェローシッププログラムの運営で協働しており、毎年3人~5人の研究者を日本に送り出すことで、有為の人材が日本への理解、好感を高める一助になっているのではと自負しております。

日立ワシントン事務所のチームメンバーは、ワシントンでの経験が長い専門家、日米両国でのビジネス経験者、日本からの駐在員などの人材からなり、変化の激しい今のアメリカの首都での仕事を楽しまれています。ワシントン商工会を通じ多くの方々とネットワーキングできることに感謝しています。様々な機会でのおつきあいをよろしくお願い申し上げます。

第19回ワシントン日本商工会 Capital Classic ゴルフトーナメント結果ご報告

企画理事

10月31日(日)、秋の風物詩であるワシントン日本商工会Capital Classicゴルフトーナメントをヴァージニア州 Westfields Golf Clubにて開催しました。前日まで雨が続き、天候が心配されましたが、秋の日差しにも恵まれ、大変な盛況となりました。ご参加いただいた皆さま、ご協賛の企業・個人の皆さまには心より感謝申し上げます。以下、当日の様様をご報告いたします。



クラブハウスに映し出されたWelcomeメッセージ



美しい秋の日差しとコース風景

19回目となる本イベントは、パンデミック以降初めて、2年ぶりの開催となりました。スタート前は久しぶりのリアルでの参集を喜びながら各々会話を楽しんだり、練習に勤しんだり和気藹々とした雰囲気にも包まれました。参加人数はなんとパンデミック前の前回大会を上回る79名。開会式では、溝口会長の開会挨拶、次いで運営側からルール説明が行われ、皆の安全と、そして日没までに全員がホールアウトすべく協力して進行することを誓い合って散会。午後1時に「ショットガン方式」で各ホールから一斉にスタートしました。



スタート前の風景。これだけの紳士淑女が集うと壮観です

今大会も、ホールインワン賞として高級乗用車を実車配置してご提供いただいたほか、全てのショートホールに「ステーキ1年分」などの粋な副賞が設定され、各パーティ大興奮でティーショットに臨みました。残念ながら今回は達成者無しとなりましたが、数フィートのニアピン賞も出るなど、手に汗握るラウンドに花を添えました。



約束の日没前に全てのパーティがホールアウトし、「日没大作戦」(幹事が密かに命名)は見事成功裡に終了。懇親会では、食べ放題のサラダ、肉料理、デザートを堪能しながら、各々のラウンドを

披露し合い、大きな盛り上がりとなりました。今回のメニューについては、ご参加された多くから「会費が少し高いかなとも思ったが、これだけの飲食が提供されるなら元が取れた気がする」など、ご好評いただきました。

運営側がスコア集計中に行ったラッフルでは、ご協賛いただいた景品をくじ引きでご提供しました。ゴルフとは違った運のみの争いに、皆さん時間を忘れて一喜一憂しました。

そして、いよいよ結果発表。本大会は、ダブルペリア方式のネットスコアを競うルールに則り成績を決定しておりますが、上位の好成績を納めた方々は以下のとおりです。特筆すべきは、男女入り乱れての大接戦となったことだと思います。

優勝	藤川寛 様	ITOCHU International	ネット66.6(グロス89)
準優勝	岡島喜久子 様	WE League	ネット70.2(グロス87)
3位	坂本憲司 様	“K” LINE AMERICA	ネット70.4(グロス82)
ベスグロ(男性)	スコア73	中村順 様	Nakamura Limousine
同 (女性)	スコア87	岡島喜久子 様	WE League

優勝者の藤川様には、塚田公使より大使杯の優勝カップが手渡され、さらに商工会の優勝記念トロフィーと優勝賞品のWillardスイートペア宿泊券が贈呈されました。藤川様の優勝者スピーチでは、トップ3が実は同じパーティだったことが披露され、このパーティで如何にハイレベルな闘いが展開されていたのか、皆舌を巻いたところです。

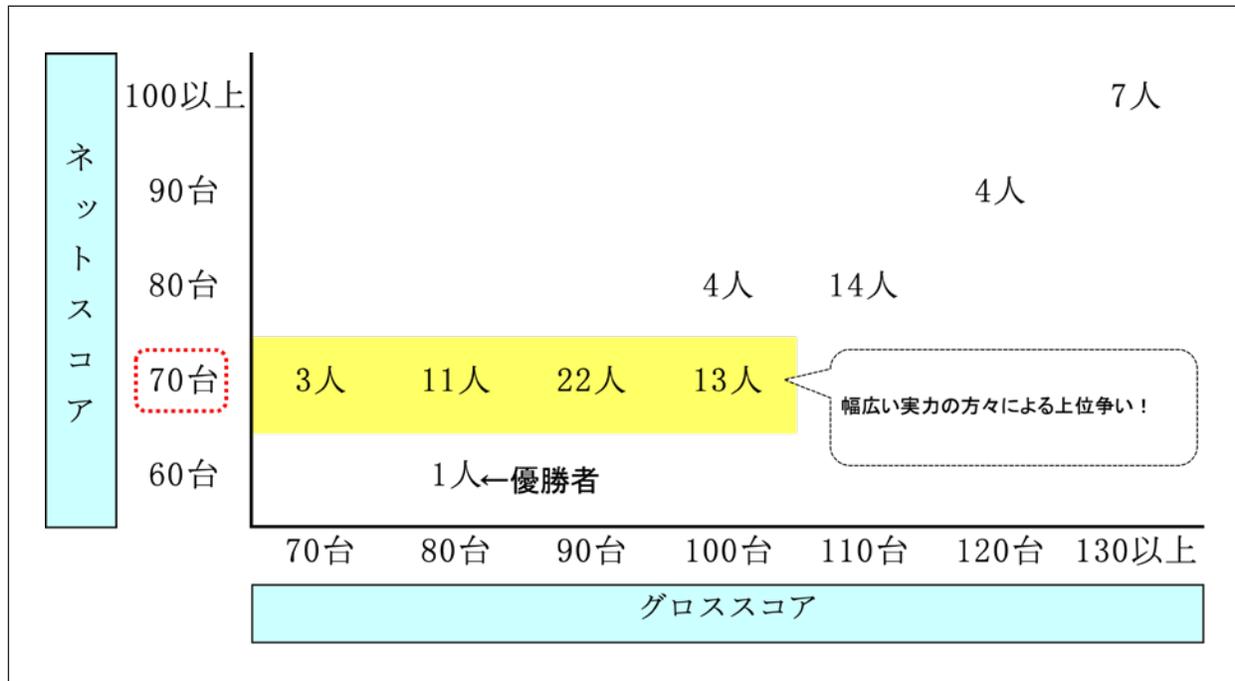
本大会では、上位入賞者および特別賞(ニアピン、ドラコン、水平賞)のみならず、全ての参加者に漏れなく豪華賞品が贈呈されましたので、表彰式に先立って行ったラッフルで賞品をゲットされた方は、参加賞(JCAWロゴ入りクリーニングクロス、ダチョウ抗体マスクなど)と合わせて、手に持ち切れないほどの品々を車に積み込んでお帰りになったようです。この日はハロウィン当日でしたので、特にご家族持ちの方々は、さぞかし家で胸を張られたことか、想像に難くありません。



因みに、今大会のスコア・成績の関連データは下記のとおりです。

(性別) 男性:72名、女性:7名
 (会員・非会員) 会員:54名、非会員:25名

また、本大会独自ルールの面白さの所以について、少し分析したのが下の表です。



超豪華賞品の争いとなった30位以内は、ハンデ考慮後のネットスコア70台の方々が中心となった訳ですが(黄色マーカー箇所)、この方々の実際のスコア(グロス)は70~100台と、幅広い実力の方々による上位争いが繰り広げられていたことが分かります。また、残念ながら下位となった方々にも、商品券やお米といった賞品が行き渡るようにしているのが当商工会コンペの特長でもあります。今後も飛び賞を設定するなどして、様々なレベルの皆さんに楽しんでいただけるよう工夫を凝らしていきたいと考えております。

また、今大会は、パンデミック後初めての開催ということで、運営側では、如何にして感染症対策をとりながら皆さんに楽しんでいただくかについて腐心しました。事前の会費徴収による現金授受の回避、受付での検温と手指消毒、表彰式の短時間化など、参加者の皆さまにもご協力いただきながら、何とか無事に終えられました。今後も、ポスト・パンデミックにおけるコンペの在り方を手探りながら考えていく所存です。

最後に、繰り返しとなりますが、この厳しい環境にもかかわらずご協賛をいただいた60以上の企業・個人の皆さまには、以下にお名前を挙げさせていただくと共に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。また、大会運営に際し、ボランティアとしてご協力頂いたスポーツ委員の方々、商工会事務局、その他関係者すべての皆さまにも深く御礼申し上げます。

企画担当では、引き続き皆様楽しんでいただけるスポーツイベントを企画していく予定です。また、来年初には、新春イベントも開催予定ですので、多くの皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

【賞品・寄付金ご協賛会社・個人様一覧(63先)】 ※アルファベット順

- Aflac International, Inc.
- All Nippon Airways Co., Ltd.
- American Honda Motor Co., Inc.
- Bourbon Foods USA Corporation
- Central Japan Railway Company
- Chubu Electric Power Co., Ltd.
- Daikin U.S. Corporation
- DLI NORTH AMERICA (Dai-ichi Life Group)
- Fujitsu Limited
- Hana Japanese Grocery
- Hitachi Ltd.
- Holzworth & Kato
- Honma, Kazuo (Individual)
- IHI Inc.
- Interesse International Inc.
- Ishihara, Ryo (Individual)
- Itochu Aviation, Inc.
- ITOCHU International Inc.
- Izakaya Seki
- Japan Science and Technology Agency
- JSAT International Inc.
- “K” Line America, Inc.
- Keidanren USA
- Kikuchi, Kunio (Individual)
- Kita Shuzo CO., LTD
- Marubeni America Corporation
- Maruichi Japanese Grocery & Gift
- Minamino, Koichiro (Individual)
- Mitsubishi Corporation (Americas)
- Mitsubishi Electric US, Inc.
- Mitsubishi Heavy Industries America, Inc.
- Mitsubishi International Corporation
- Mitsubishi Motors R&D of America Inc.
- Mitsui & Co. (USA), Inc.
- Miya, Masafumi (Individual)
- Miyama, Fumiko (Individual)
- MU. GEN Inc.
- MUFG Bank, Ltd
- Nagomi Restaurant
- Nakamura International Limousine, LLC
- NEC Corporation of America
- Nippon Express, USA, Inc.
- North American Subaru, Inc.
- NTT Corp. (Nippon Telegraph and Telephone Corporation)
- Okajima, Kikuko (Individual)
- Ozuki Salon
- Sakura Cha Meet
- Sanefuji, Noriko (Individual)
- Sojitz Corporation of America
- Sumitomo Corporation of Americas
- Sushi Ogawa
- Sushi Taro
- Tachibana Restaurant
- Tako Grill
- Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.
- TOKIYA Japan
- Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc.
- Toray Plastics (America), Inc.
- Toshiba America, Inc.
- Toyota Motor North America, Inc.
- Wismettac Asian Foods USA
- Yamato Transport USA, Inc.
- Yosaku Japanese Restaurant

以上

バーチャル・ネットワーキングイベント開催報告

会員担当理事: 武内 三郎

11月10日、ワシントン日本商工会は、バーチャル形式のネットワーキングイベントを開催しました。合計64名という多数の会員の皆様にご参加いただき、様々な業種・職種の会員とネットワークを広げる機会としてご活用いただけました。

先ず、溝口会長からの挨拶と乾杯の後、「ブレイクアウトルーム」に分かれ、ランダムに割り振られた7名程度の少人数で懇親を深める機会を設けました。計3回のブレイクアウトルームでは、自己紹介に始まり仕事の話を超えてお勧め紅葉スポットやホリデーの予定など話題は多岐に及んだ様子で、チャット機能を活用して名刺を交換し、今後のフォローアップにつなげる参加者もいらっしゃいました。

「日常の仕事を通じては知り合えない方との出会いがあった」「くつろいだ雰囲気の中で話が弾んで楽しかった」「バーチャル形式だったのでスケジュールの無理なく参加できた」と、参加者から嬉しい感想をいただきました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました！





THE *Shaw*

NOW LEASING

弊社が米国子会社を通じ所有する物件です。下記、May Riegler社で賃貸申し込みを受け付けておりますが、日本語での対応を希望される場合には、弊社担当の阿部 (abe.keitaro@shimz.biz) までお気軽にご連絡ください。なお、現在ご希望に応じて、1ユニット1か所を上限に、トイレの洗浄便座への変更をオーナー負担で実施させて頂いております。

清水建設株式会社

SCHEDULE A TOUR

618 T Street NW
Washington, DC 20001

202.448.9098

THESHAW.COM



*historic
location*

*tech-enhanced
amenities*

*high-end
finishes*





OFFICE

Red/ Blue/ Orange ラインメトロ駅から徒歩数分

オフィス・スペース：400 sqft - 4,684 sqft まで各種調整可能

SPACE

DOWNTOWN

サイズ、期間等ご対応可能ですので

お気軽にご相談ください。

DC

笹川平和財団米国ビル

(E-mail) officespace@SPFUSA.org (日本語可)

1819 L ST NW Washington DC 20036

Sasakawa Peace Foundation USA is a non partisan 501c (3) organization, dedicated to deepening the understanding of and strengthening the relationship between the U.S. and Japan.



SEPTENI

2012年にアメリカで事業開始
東京に本社を置くJASDAQ上場企業
電通資本のデジタル広告代理店

**セプテーニアメリカは
在米日系企業様の
デジタルマーケティング支援を
行っています**

日本人スタッフが
日本語でご対応いたします!

- ★ Facebookの企業ページ
- ホームページの運用
- 言語ローカライズの支援
- ★ マーケットリサーチ
- コンサル業務 etc.

まずは、お気軽にお問い合わせください
hello@septeniamerica.com



帰国の際の引越しは、日通にお任せ下さい



海外からの帰国にピッタリな引越しプラン

スタンダードサービス: 梱包から大型家具の輸送までお客様のニーズにお応えします。

スモールパッケージサービス: お荷物の少ない方にお勧めのお得なパッケージサービスです。

お申し込み、お問い合わせは米国日本通運ワシントン支店まで

日本通運 ☎ 703-661-8326 (引越し専用ダイヤル)

URL: <http://www.nittsu.com/hikkoshi/>

広告募集のご案内

JCAW会報に広告を掲載しませんか？



広告のイメージ図

JCAWでは、広告掲載の申し込みを承っております。
JCAWは500名以上の会員からなり、ワシントン地域の日本人社会に広く浸透しています。

是非、貴社の広告や宣伝にJCAW会報をご利用下さい。

会報の広告にリンクを設定する事により、クリック1回で、貴社のウェブサイトやEメールアドレスにアクセスすることができます。年間契約でさらにお得になります。

JCAWウェブサイトのトップページには、バナー掲載など、各種オプションを取り揃えております。

詳しくは、JCAW事務局までお問い合わせ下さい。



ウェブサイトのバナーのイメージ図

料金体系（2013年11月からのレート）

広告掲載先	サイズ	商工会会員		非会員	
		月料金	年料金	月料金	年料金
会報※1	1/4ページ	\$50	\$450	\$70	\$630
	1/2ページ	\$100	\$900	\$120	\$1,080
	1ページ	\$200	\$1,800	\$240	\$2,160
ウェブサイト※2	200px X 33px	なし	\$300	なし	\$750

※1 会報広告 原稿制作費は当広告掲載料金に含まれません。原稿は広告主様にて手配願います。1年(1月~12月) 契約で1回割り引きとなります。(会報は年10回発行)

※2 ウェブサイトのバナーは年間契約(1月~12月)のみとさせていただきます。
(バナー作成を依頼する場合は、別途\$50~対応いたします。お気軽にご相談ください。)

お問い合わせ先

Japan Commerce Association of Washington, D.C., Inc.
1819 L Street N.W., Suite 410, Washington, D.C. 20036
TEL: 202-463-3947 FAX: 202-463-3948
Email: office@jcaaw.org URL: www.jcaaw.org

米国での生活と移民法

第59回「移民法最新情報¹」

米国移民法弁護士 石田 砂織

寒さも増し、今年も残すところ後わずかとなりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。移民法関連では、コロナ禍による、移民局での審査やビザ申請手続きの遅れを徐々に解消しながらトランプ政権時代の排他的な規定を撤回しようとする動きがあり、色々と変化の激しい1年でした。また、アメリカ政府機関の閉鎖を防ぐべく、9月に可決したつなぎ予算は、12月3日で失効、それまでに、新たに議会で予算が可決しないと、アメリカ政府機関が閉鎖し、移民法上の手続きにも影響が出てまいります。そこで今回は、移民法最新情報をお知らせします。

＜渡米者に対するワクチン接種の義務化＞

11月8日より、成人の外国人渡米者に対して、新型コロナウイルスのワクチン接種完了の証明書類を提示することが義務付けられました。これは、バイデン大統領が10月25日に発行した大統領宣言²により、これまでであった、一部の国(中国、ブラジル、インド、イラン、南アフリカ、アイルランド、イギリス、そしてシェンゲン協定加盟国)からの入国禁止の終了に伴う新しい措置となります。この結果、ESTAを利用しての出張者及び、就労ビザを持つ駐在員やアメリカ現地職員は、アメリカ行きの飛行機に乗る前にワクチン接種の書類を提示する必要があります。

尚、現時点ではカナダやメキシコから陸路または水路を経てアメリカ入国する場合は、ワクチン接種を証明する証拠書類を提示する必要はありませんが、来年1月21日より、陸路やフェリーにてアメリカ入国する際もワクチン接種の証明書類の提示が義務付けられることとなります。

ワクチン接種証明提示義務の対象外となる渡米者

1. アメリカ国籍、永住権、移民ビザを持つ者
2. 18歳未満の者
3. アメリカ疾病管理センター承認の治験に参加している者
4. 医者により、現在認可が出ているワクチンの接種は医療上できないと判断されている者
5. アメリカ疾病管理センター長官により、人道的、緊急の事情で免除された者
6. ワクチン接種率が10%未満の国の国民で、Bビザ以外の非移民ビザを使い渡米する者
7. 米国軍隊とその家族(配偶者と子供)
8. 国務省長官、国土安全保障省長官、または、国土交通省長官により、アメリカ国益の促進のため、ワクチン接種を免除された者

1 本文に書かれている情報は、執筆時点のものです。その後の法改正などは反映しておりません。また、本文の内容は具体的な個別事案に関して法的なアドバイスをするものではありません。本文に書かれている意見等は、執筆者個人のものであり、ワシントンDC日本商工会のものではありません。

2 <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/10/25/a-proclamation-on-advancing-the-safe-resumption-of-global-travel-during-the-covid-19-pandemic/>

9. 外交官や国際機関で働く者、政府関係者(A-1, A-2, C-2, C-3, E-1(台湾代表のみ)、G-1, G-2, G-3, G-4ビザ)
10. 客室乗務員などの航空会社のクルーメンバー (C-1, D, 又は C-1/D ビザ)
11. 国際連合より招待された者

アメリカ入国に認められているワクチンの種類

アメリカ入国に認められているワクチンは、アメリカ食品医薬品局(FDA)または世界保健機構(WHO)によって承認されているワクチンです。現在以下のワクチンを含みます：

- ヤンセン/ジョンソン・アンド・ジョンソン(Jansen/Johnson & Johnson) — 1回の接種で完了
- ファイザー/バイオンテック(Pfizer-BioNTech) — 日本でも政府承認のワクチン。日本ではコミナティ(Comirnaty)と呼ばれることも。
- モデルナ(Moderna) — 日本でも政府承認のワクチン
- アストラゼネカ(AstraZeneca) — 日本でも政府承認のワクチン。日本ではバキスゼブリア(Vaxzevria)と呼ばれることも。
- コバクシン(Covaxin)
- コビシールド(Covishield)
- シノファーム(BIBP/Sinopharm)
- シノバック(Sinovac)

1回の接種のみが許されているヤンセン/ジョンソン・アンド・ジョンソンの場合はワクチン接種が完了してから2週間、その他のワクチンの場合は2回目の接種が完了してから2週間、出国日において経過していれば、アメリカへの入国が許されます。また、1回目と2回目に接種したワクチンが異なるミックス&マッチの場合でも、両方のワクチンが承認されている場合は、出国日において2回目の接種後2週間経過していれば入国が可能となります。

さらに、現在、ノババックス(Novavax)またはコビバックス(Covivax)の治験に参加している場合は、ワクチン接種が完了してから2週間経過していれば入国が可能です。

アメリカへの入国が可能なワクチンの種類は今後変更される可能性がありますので、アメリカ入国前に[アメリカ疾病管理センターのこちらのウェブサイト](#)にてご確認ください。

必要な証明書類の種類

ワクチン接種証明は、公的機関から発行された紙面、またはデジタルの記録で、渡航者の名前と生年月日、そして摂取したワクチンの製品名と、接種日が記録されてあるものが必要となります。アメリカでワクチン接種を済ませた場合は、アメリカ疾病管理センター(CDC)からの記録用紙、または、州政府のウェブサイトなどから入手できる記録が有効です。また、日本でワクチン接種を済ませた場合は、ワクチン接種券を発行した市町村(通常は住民票のある市町村)から新型コロナワクチン接種証明書を取り寄せることが可能です。詳しくは、日本の[厚生労働省のウェブサイト](#)をご覧ください。

また、ワクチン接種証明は、ビザを申請する際ではなく、渡航する前に航空会社に提出するものですので、詳しい手続きは、航空会社に問い合わせると良いでしょう。

アメリカへ出国72時間以内の検査をお忘れなく

今年1月26日より、アメリカに渡航する2歳以上の方は、アメリカに出発する3日以内に新型コロナウイルスの検査を受ける事が義務付けられています。また、検査の結果が陰性であることの証明書類と、それに伴う宣誓書(Attestation)を空港でチェックインをする際に提示する必要があります。新型コロナウイルスの検査は、ワクチン接種が済んでいる方でも必要です。詳しくは、[ワシントン日本商工会会報1、2月合併号](#)に掲載されてあります当方の記事をご覧ください。

<Eビザ、Lビザの配偶者の労働許可に関する新規定>

これまでEビザ、Lビザの配偶者がアメリカで合法的に就労するには、入国後、労働許可書(Employment Authorization Document (EAD))を移民局より入手する必要がありました。また、労働許可書は、通常I-94の期限で失効するので、ステータスを延長する度に新しい労働許可書を申請する必要があります。近年、このような配偶者の労働許可書申請書類の審査に非常に遅れが出て、この結果、労働継続が出来ないなどと、色々と問題が発生し、連邦裁判所における訴訟(*Shergill, et al. v. Mayorkas*,)につながりました。今月の初め、この訴訟の当事者間で和解が成立し、移民局では、今日12日、以下の方針を発表³しました。

まず、E-2、L-2および一部のH-4労働許可書所持者は、現在の労働許可書が失効する前に労働許可書の延長を申請することで、既存の労働許可書の期限が自動的に延長されることとなりました。延長される労働許可書の期間は手元にある労働許可書の失効日から数えて最長180日までです。ただし、この180日以内に労働許可書延長申請が移民局から却下された場合は、その時点で労働許可書の延長が失効となります。同様に、この180日以内にI-94が失効する場合は、I-94が失効した時点で、労働許可書の延長も失効します。

次に、Eビザ、Lビザの配偶者は、入国時に配偶者であることを明記したI-94を得れば労働許可書を申請せずに合法的に就労が可能となりました。EビザやLビザの就労者の帯同家族は、配偶者のみがアメリカで就労可能です。子供には就労する許可がありません。ところが、現在の入国管理のシステムでは、就労が可能である配偶者と、不可能な子供を区別せず、それぞれ、E-2又はL-2のステータスがI-94に記載されます。移民局は、今後、税関国境保護局(Customs and Border Protection(CBP))と共同で、I-94に配偶者であることを記載する新システムを導入する予定です。新システムの導入が正式に開始し、I-94にE-2又はL-2の配偶者であることが明記されるまでは、労働許可書を移民局に申請する必要があります。

3 <https://www.uscis.gov/sites/default/files/document/policy-manual-updates/20211112-EmploymentAuthorization.pdf>

ワシントン月報(第177回)

「30年闘争記 ～ローファームの分裂～ ～我が人生～」

米国特許弁護士 服部 健一

～これまでのあらすじ～ 小、中学校時代は勉強も課外活動も全くパツとせず、小学校5年の時は母が学校に呼び出され、お宅のお子さんは知能が遅れていて中学校へ行けないかも、と忠告されたほどで、人生の目標に悩んでいた。しかし、高校時代から硬式テニスを始め、これが自分にあっていませいか大学1年の時に関東理工科系大会で2位になった。当時プロになった石黒、渡辺、九鬼選手の練習相手も時折していた。そのため自分もテニスを職業にするか...と真面目に考えていた。しかし、学業の方は当然その分疎かになったため、学者的親父は激怒し、大学2年目にテニス部を辞めさせられ卒業までほとんどテニスはやらなかった。

そのせいかたまたま公務員試験に通ったので、特許庁で研修所長をしていた親父に強引に特許庁に就職させられた。特許庁に入るとテニスを復活させてテニス部を作ってテニスを教えると共に、何処まで行けるか必死に練習したが、官庁ではナンバー1になったものの関東社会人では3位止まりだった。そして、土日は時間があるとテニススクールでテニスを教えて、本当は自分もテニスコーチとして生きて行くのが夢ではなかったのかと悩んでいた。

そんな時、体力抜群でノイローゼになることはまずないという性格のせいか、突然、本省の大臣官房企画室へ出向させられ、本省と特許庁の人事交流の試金石を担いながら通産行政の激務の一角を担うことになった。新天地では明日の日本産業のビジョン作りという仕事以外にもテニスと麻雀を活用しながら通産官僚の仲間入りをした。そして1973年に日本を震撼させた第一次石油危機時に田中角栄総理(故人)、中曽根康弘通産大臣(故人)、福川伸次室長(後の事務次官)、池口小太郎(後の堺屋太一:故人)、仲井眞弘多(後の沖縄県知事:80歳)等と石油対策業務を行い、逆にそのために日本の省エネ小型自動車産業が大躍進してから仕事が面白いと初めて感じるようになった。

しかし、同時にアメリカで特許やテニスを活用する人生も捨て難く、友人の審判官の壮絶な死や池口氏(故人:堺屋太一氏)のアドバイスから、一大決心して特許庁を退職し、アームストロング・ニカイドー事務所へ転職した。私の退職は日刊工業新聞にも取り上げられ、名前は特許業界にかなり広がって行ったので転職は順調に進んでいたといえる。そしてビザも無事発行されて、いよいよ日本を離れてロスへ行き、まずカナダへ向かった。そこには同僚審査官の沼形夫妻がトロント・ジェットロに赴任しており、彼らから北米における特許ビジネス状況を把握するためである。それからワシントンDCへ飛んでデーブ・ニカイドー弁護士とアパートへ行き日米問題を話し合い、その翌朝いよいよアームストロング・ニカイドー・マーメルスタイン&クマール法律事務所へ出勤し、最初の一日が終了するとデーブ・ニカイドー弁護士と夕食をしながら各パートナーの得失についての説明があり、これはその後の仕事やオフィスでの行動の在り方について非常に役に立った。そしてオフィスで働き始めると、ルイジアナへ出張して米国企業の現地発明者と彼の特許出願の問題点を話し合っ順調に進められたので若干の自信が付き始めた。そして更にアームストロング弁護士とニューヨークへ行って訴訟の仕事を手伝ったが、日本人証人は私の日本語のアドバイスは良く理解出来たために大いに感謝されたのだった。ここにも自分の生きる道が見つかった感じがした。しかし、アメリカで働き続けるためにはビザが問題になる。

【グリーンカード狂騒曲】

アメリカで働くための最大の問題点はビザであろう。とにかく働くビザがないと話にならない。普通はまず「H」というビザが必要である。H-1ビザはアメリカに存在しないか、あるいは不足しているプロフェッショナルを対象とし、H-3はアメリカでトレーニングを受ける研修生のためのものだ。これらのビザは基

本的にはアメリカ企業ないしは受け入れ先の事務所が申請するもので、本人が申請するものではない。これは当時(1985年頃)でも今でも同じである。

私は日本特許庁や特許問題について習熟しており、アメリカにはその人材がいないことから、アメリカ企業や事務所に役立つ専門家ということから移民局が私の価値を評価したらしくH-1ビザを問題なく習得した。当時は有効期限が1年で、その後毎年更新していかなければならない。この更新がダメであると、たとえばオフィスと3年契約があっても働くことができなくなり国外退去となる。また就職先を変えることもできない。したがってアメリカで働き続けるためにはアメリカにいつでも滞在でき、就職も自由にできるというグリーンカード(一般労働許可という永住ビザ)が絶対に必要となる。

アームストロング・ニカイドー事務所で働き始めると私はクライアントのアメリカ企業から日本特許を取得するのに重要と評価され、また日本企業も続々と私を訪問に来ることから、事務所も私は重要であると認識し始めたのでグリーンカードを申請すること自体は事務所から全面的にサポートされることになった。そしてグリーンカードの申請は、俺に任せておけ、とニカイドー氏は言っていたが、忙しさにかまけて一向に進めている様子はない。ビザの問題がないアメリカ人にはこの悩みが理解出来ないのだ。そこで時間をかけて氏を説得して自分で対処することにする。

私のH-1ビザを取得したのは、ニカイドー氏が採用したチャン弁護士という中国系アメリカ人弁護士だった。ニカイドー弁護士の了解を取り、自分でチャン弁護士に連絡をとり、グリーンカード取得の手続きを開始する。取得の手続きは予想通り実に面倒なものだ。まず私の仕事が、アメリカ人には到底できないような仕事のため特に招へいされたことと、そのような能力を持った人材が本当に米国内にはいないことを示す必要がある。そのために新聞広告で私のポジションの募集を行い、誰からも応募がない場合にその旨の証明書を労働省から出してもらい、その証明書を持って初めて移民局にグリーンカードの申請ができるという。新聞はローカルのものではダメで、『ワシントン・ポスト』、『ニューヨーク・タイムズ』などの主要紙でなければならないようだ。

まず新聞広告の内容をチャン弁護士と慎重に検討する。とにかくアメリカ人や日系人には応募出来ないような困難な業務を記載しなければならない。この点は日本特許制度の特有の問題や事情を織り込めば良い。そこで日本特許庁の審査官と国際電話でインタビューできる人材という条件を付しておいた。万が一募集があっても、こういうインタビューが出来るか、と突っ込んで質問すれば普通は答えられる人材はいないから断ることはできる。念のため、他の特殊な質問事項もいくつか用意しておく。そして、『ワシントン・ポスト』に一週間ほど広告を出したが、果して応募者は結局いなかった。

次にクライアントのアメリカ企業の特許部長から推薦状をもらう。USスチール社やPPG社(世界最大のガラスメーカー)など、私が面倒をみていたアメリカ企業の特許部長達は私の価値を十分知っているので即座に推薦状を書いてくれる。米国特許庁でも講演をしているので特許庁審査長のセッツ氏も同じだ。彼は私がまだ特許庁に在職していた時に日米特許庁の会合で来日し、私は彼とディスカッションをしていたので旧知の仲である。こういう経歴が役に立つとはその頃は思ってもいなかった。このように官庁の米国特許庁が一民間人に推薦状を書いてくれることは異例であり、非常に有効であるということだ。こうした書類の作成は私がすべて原案を作って、チャン弁護士が後でレビューして完成させる。というのは、チャン弁護士はビザ問題には詳しいものの特許という特殊な仕事内容や問題は知らないからである。ともあれチャン弁護士は私の経歴に感心していた。

しかし、書類を作成していく過程で、チャン弁護士の仕事に若干不安が出る。彼女は法律事務所に所属しておらず、自営でやっている。タイプミスがあると、砂消しゴムで消しその上に訂正する(当時はそうであった)。秘書がいないので、ミスも多く、訂正箇所も多い。したがって出来上がりの体裁がよくない。しかも中国生まれの移民なので、英語も上手とはいえない。私が思うぐらいなのだから確かだ。出来ればたとえ高額でももっと優秀な熟練の弁護士を雇いたい。失敗は許されないからだ。しかし、デーブに相談しても、彼女はケンのH-1を直ぐ取った、彼女で大丈夫だ、といってまったく取り合わない。ということは弁護士費用は恐らくオフィスが支払うものと思って、一応そのままチャン弁護士を使うことにする。

すべての資料をそろえて、労働省に許可書を申請する手続きをとると、後は許可書が出るのを待つしかない。チャン弁護士によると数か月はかかるらしい。その後移民局のインタビューがあり、それにパスするとグリーンカード発行までにさらに1、2年待たされるらしい。ということは、グリーンカードが発行されるまでに少なくとも、もう一度H-1ビザを更新しなければならない。しかし、もしその更新がダメだったとすると、私の立場はどうなるのだろう。

「更新がダメなら、日本に帰って待つしかないだろうな」

とデーブは言う。

<やっぱりそうか>

「しかし私の契約は3年ある。少なくとも3年間は何とかいられるようにできないものか」

「できるものならそうしたいが、ビザの問題は我々にはどうにもできない」

「私は17年間の役所生活を辞めて来ている。そんな簡単に言われても困る」

「だが、ビザはビザだ。我々には何もできないんだ、そこは分かってもらいたい」

確かに理屈はそうだろう。しかし、こうあっさり言われるのもどうも腑に落ちない。まあ、特別扱いしないでくれ、と頼んだのはこの私自身だ。これがアメリカ生活で生きる厳しさなのだろう。とにかく待つしかないさそうだ。

労働省の許可書は比較的順調にきた。自宅に届いたのは1986年2月21日。奇しくも私の誕生日の月日だ(1944年生まれだが...)。この偶然に今後のラッキーな展開を期待する。

次に行くことは移民局のインタビューである。移民局の審査官が私を審査して、グリーンカードが本当にOKかどうか判断するのだ。そのために健康診断書やら何やら色々そろえなければならない書類がある。こういう手続きは実に面倒なものだ。わざと面倒な手続きにして、あきらめさせるのだ、という話も伝わってくる。

インタビューはその日ごとの先着順だ。移民局は八時半に開くが、大勢来るためにその時間に行ったら夕方になる恐れがある。チャン弁護士に指示されて朝五時半から移民局の前に並ぶ。すでに数人来ており、時間がたつにつれて列に並ぶ人が増えていく。底冷えのする朝に、とにかく忍耐強く待つ。一応本を持って行ったが、寒くてあまり読む気がしない。並んでいる連中はほとんど一見して労務者風である、メキシコ、中南米あたりの人々だろう。彼らは単純労働者なのでグリーンカード取得は至難の技だ。二時間も待たされてやっと中に入ると、チャン弁護士が姿を現す。インタビューの30分前という効率良い登場だ。

インタビューの審査官はスペイン系のベティ弁護士という女性だった。一通りの挨拶が終わると彼女は、資料の一部のコピーが足りないから隣の部屋でコピーをとって来いとチャン弁護士に要求した。と

ころがチャン弁護士は、その必要はないと突っぱねる。ベティ審査官はそれでもコピーをとってこいとしつこい。チャン弁護士も、原本を提出するのでコピーは要らないはずだと突っぱねる。どうしてチャン弁護士はこれほど頑固なのだろう。あまりに主張しすぎてベティ審査官を怒らせなければ良いが。コピー取りはたった5分で済むことではないか。最後にベティ審査官はコピーを移民局に後で提出するなら良いとしぶしぶ認めた。とにかく陰悪にはならなかったのが良かった。チャン弁護士がコピーを取りに行かなかったのは彼女のある戦略のためだったと知ったのはインタビューが終わった後に彼女が教えてくれたことだった。とにかく、書類を見て私の経歴を調べながらインタビューはいよいよ始まるのだった。一体何を聞かれるのだろうか。

**摩擦解消に
役立つなら**

服部さん、特許庁辞して、米の法律事務所へ

日米特許戦争を解消する。懸け橋として、迎頭審をこのほどスピン・アウトした二人の元役人が渡米する。その人は足かけ十七年間、特許庁に籍を置いた服部健一さん。あと三年いけば恩給がつく



服部さん

し、三十九歳という若いとはいえない年を考えば、何も無理しなくても！と思われるのだが「日米摩擦の解消に私のような者でも役立つことがあれば」（服部氏）と気概を燃やしている。

特許庁在職中の審査、審判や、かつての米国留学の経験を生かしワシントンにある米国特許法律事務所へ飛び込んでいく。

世界の特許出願件数は年間百万件を超える。米国十万件、日本四十万件といわれる中で、その処理と紛争解決は大変な仕事。

「単なる特許問題だけに限らず先端技術や日米の物の考え方や価値観を突っ込んでいきたい」と目を輝かす。渡米は来年一月（まだ）なりきろう。

この話を事前に聞いた若杉和夫特許庁長官は、身を捨て米国に飛び込んでいく服部さんの勇気をたたえたかのように、チャレンジャー精神（おつ）盛な若者。に喩われノ

私の退職を報告した日刊工業新聞の記事より（1983年9月9日）
約40年前だが役人顔をしているのに自分でも驚く。若杉長官は2年前に他界された。

（続く。この物語はセミ・ノンフィクションの物語です。）

米国憲法に関するクイズ

1. 前回のクイズ

問: 何故米国では銃の使用や販売を厳しく規制できないのか。

答: 憲法修正第2条には「武器を保持し、身につける市民の権利は侵されてはならない(the right of the people to keep and bear arms, shall not be infringed)」という明記があり、銃を保有することは憲法で保障された権利である。よって、銃を規制する為には憲法解釈を相当変えるか、あるいは憲法自体を改正をする必要があるのです。まず不可能に近い。また、全米ライフル協会は

資金が豊富にあり、政治的に非常に強力な団体であるので、銃の使用や販売をコントロールすることは非常に難しい。

銃や武器について特許制度が関わるのは181条の秘密特許制度であろう。これは特許出願の内容が銃のように米国の安全保障に影響する場合は、秘密特許として一定期間特許出願を公開せず、審査も延期することが出来る。数年後にその問題がなくなった場合には審査が開始されて特許が許可されることもある。出願人にはその間補償請求権が生じ(183条)、それなりの補償が認められる。日本も戦前は秘密特許制度が存在していた。

米国の秘密特許出願が日本にも出願された場合は、今は条約によって日本も一応は秘密を守っているはずである。しかし、米国特許庁は日本特許庁も秘密特許制度を復活せよと要求しており、現在日本特許庁は検討しているはずだがまだ設立しているどころかドラフトも出来ていないようである。今の日本ではそれほど銃や武器の問題はセンシティブであるから時間がかかるであろう。銃の規制が厳しいためか、日本ではナイフを使った犯罪が急速に増加しているようであるが、ナイフはある意味で銃よりも悲惨な点があるので公共機関でのセンサーの活用等の何らかの強化措置は出来ないのであろうか。AIがそういう点でも活用されることを期待したいものである。

2. 今回のクイズ

米国のレストランやスポーツ・バーはほとんど郊外にあるが、米国では飲酒運転が許可されるのか？



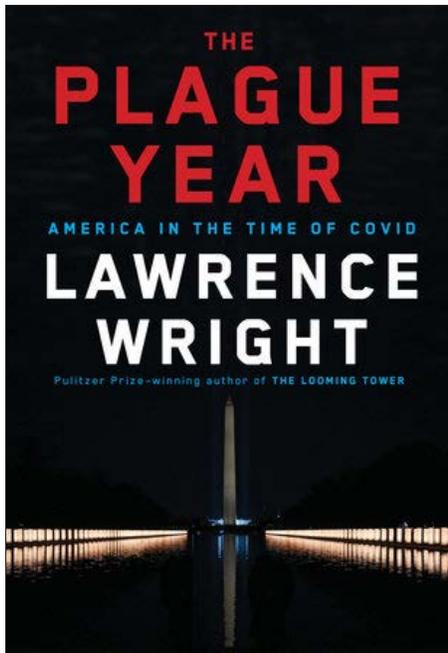
今月の書評

次のウイルスに私たちは対抗できるのか

「疫病が流行った年」

ローレンス・ライト

ポトマック・アソシエーツ 池原 麻里子



「疫病が流行った年」
ローレンス・ライト
(ペンギン・ランダムハウス)

アルカイダがいかんにして9・11同時多発テロを起こすに至ったかを描いた「倒壊する巨塔」でピューリッツァー賞を受賞したローレンス・ライト。本書では、コロナ禍に襲われたアメリカの様子について、ホワイトハウス関係者や、アンソニー・ファウチ国立アレルギー・感染症研究所所長、ロバート・レッドフィールド・アメリカ疾病予防管理センター(CDC)所長(当時)、州知事、連邦議員などへの取材をもとに、詳細に記している。

発生当初、新型コロナウイルスの感染の正体が不明だったことによる対応ミス、それが明らかになっても再選と景気を優先したトランプ大統領政権の政治的判断、非専門家がトップ・ポジションに就いていた同政権が適切な政策を実施できなかったこと等、悲劇の数々が以下のように描かれている。

まず、中国政府が感染者発生直後にウイルスの危険性、遺伝子情報などを速やかに提供しなかったことが、問題を大きくした。中国政府の主張をうのみにした世界保健機構の責任もある。

しかし、トランプ前大統領(以下、敬称略)の罪は大きい、と筆者は言う。新型コロナ感染者が出始めた時もその後も、トランプは「対応はできている」「すぐに消え去る」といった根拠のない発言をし続けた。マスクをしない方がマッジョだというイメージを送り続け、マスクを義務付けた民主党系州知事たちを市民の自由を奪うと敵視し、自分の支持者たちに抗議の暴動をけしかける発言をし続けた。「チャイナウイルス」と呼ぶことで、アジア系に対するヘイトクライムが急増したことも忘れてはならない。

米国で感染者が出始めた直後は、中国とヨーロッパからの米国への旅行を禁止するなど、トランプは正しい判断も下した。しかし、医療関係者用のマスク等の防護具などについては、連邦政府として先導することなく、州知事に丸投げしたため、連邦緊急事態管理庁が対応することを期待していた州知事たちは共和党系も含め、あつけにとられた。実際に州同士で、品薄の防護具を争う結果をもたらした。

CDCなどが集団活動を避けるようにアドバイスし、州や市町レベルでも集団活動禁止令が出たにもかかわらず、トランプ自身はホワイトハウスで集会を開いたり、遊説を続けるなど、政府勧告を無視する

行動をとり続けた。そのため、ホワイトハウス内でも感染者が発生し、トランプ本人も感染する事態となった。

当時は明らかにされていなかったが、実はホワイトハウスで血中酸素濃度が80台で、酸素マスクを着用する事態となっていた。病院に運ばれ、いくつかの治験中の治療薬を投薬されることで一命をとりとめたことが明らかになっている。だが、その後も反省することなく、「コロナなど怖くない」とマスク着用も拒否して、行動し続けたのだった。

CDCはコロナ検査の開発でミスを犯したため、初期の重要な時期に、数週間もタイムロスをする事になった。トランプは政府の無能ぶりに気づかず、再選を信じて行動し続けた。それはトランプが悪いニュースに聞く耳を持たず、悪いニュースを伝えるスタッフは政権に長く勤務できなかったことが原因だ。

雲南省には数百万匹の多様なコウモリが生息しており、SARSも同省のコウモリから発生した。新型コロナについて著者は、武漢市の研究所から流出した可能性を否定しておらず、バイデン大統領も調査を命じているが、集約畜産、自然破壊、気候変動などの結果だと思われる。今回はmRNAワクチンの開発等によって、対応しつつあるが、ワクチン陰謀説信者もあり、さらには世界各国でワクチンへのアクセス格差もあることから、集団免疫の達成は難しそうだ。次の強力なウイルス感染に、果たして人類は対応できるのだろうか。

(New Leader 2021年8月号より転載)

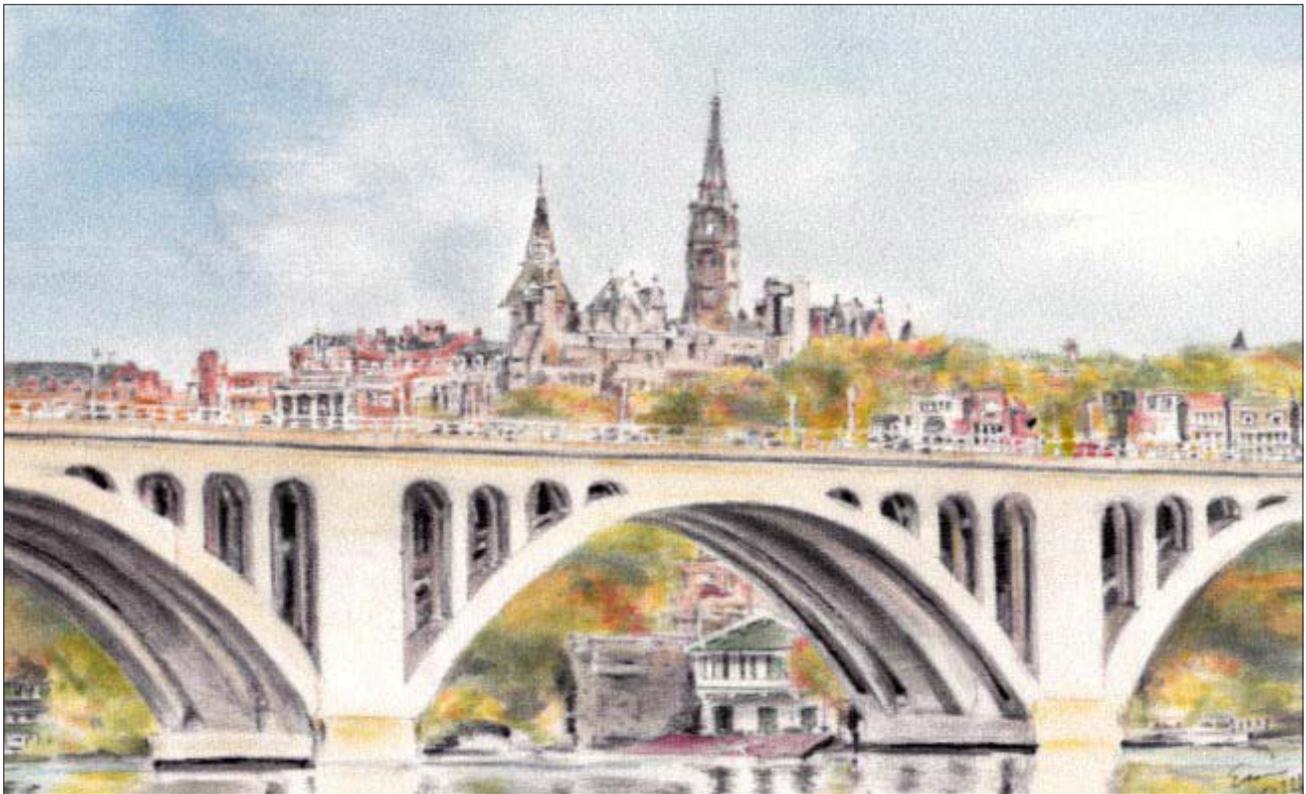


Illustration by Emi Kikuchi

English Rescue by Jennifer : 「Language and Culture」

ジェニファー・スワンソン

Hot Topics- Famous American poems

In 2021, after Amanda Gorman's amazing performance of her inaugural poem "The Hill We Climb" on January 20, I have decided to focus on famous American poems hoping to gain some insight into American history and rhetoric. These are poems everyone reads/memorizes in high school and have sunk into our collective consciousness, whether we can recite the poem or not. Hopefully knowing and understanding these poems will help improve your understanding of American culture and way of thinking.

Poetry is not dead or boring. It is inspiring and healing. People reach for poetry in difficult and challenging times, like the ones we live in. Political upheaval, protest for racial justice, in the middle of the worst pandemic in 100 years. During the Black Lives Matter protests in 2020 summer, we could see many signs with poetry lines, such as "They buried us, but they didn't know we were seeds."

So far this year, we have considered Robert Frost's "Stopping by Woods on a Snowy Evening," Maya Angelou's "Still I Rise," Walt Whitman's "When Lilacs Last in the Dooryard Bloom'd" and E.E. Cummings, "anyone lived in a pretty how town." In June, we read the baseball classic "Casey at the bat," and for the 4th of July, the poem/song "My Country Tis of Thee."

In September, we considered "Fall Song" by National Poet Laureate Joy Harjo. Last month, in honor of Halloween and all things spooky, we read Edgar Allan Poe's classic, "The Raven." November brings us to Thanksgiving.

Thanksgiving Day is a national holiday in the United States, and Thanksgiving 2021 occurs on Thursday, November 25. In 1621, the Plymouth colonists and the Wampanoag Native Americans shared an autumn harvest feast that is acknowledged today as one of the first Thanksgiving celebrations in the colonies. For more than two centuries, days of thanksgiving were celebrated by individual colonies and states. It wasn't until 1863, in the midst of the Civil War, that President Abraham Lincoln declared a national Thanksgiving Day to be held each November.

This is the most classic of all poems for the holiday, called "Thanksgiving Day" by Lydia Maria Child who was born on February 11, 1802, in Medford, Massachusetts. She was a poet and novelist best known for her books on domestic life and racial equality and her work as an abolitionist. She died on October 20, 1880.

The poem was made into a popular song. Many people associate it with Christmas and not Thanksgiving and replace the words “Thanksgiving Day” with “Christmas.” Because this poem is about a family going over snow laden paths on their sleigh, it conjures up images of Christmas, but it is originally about the author’s memories of visiting her grandparent’s house for Thanksgiving. When this was written in the 19th century, New England was experiencing colder than average temperatures, and snow was likely to be on the ground.

“Thanksgiving Day”

Over the river, and through the wood,
To grandfather’s house we go;
The horse knows the way
To carry the sleigh
Through the white and drifted snow.

Over the river, and through the wood—
Oh, how the wind does blow!
It stings the toes
And bites the nose
As over the ground we go.

Over the river, and through the wood,
To have a first-rate play.
Hear the bells ring
“Ting-a-ling-ding”,
Hurrah for Thanksgiving Day!

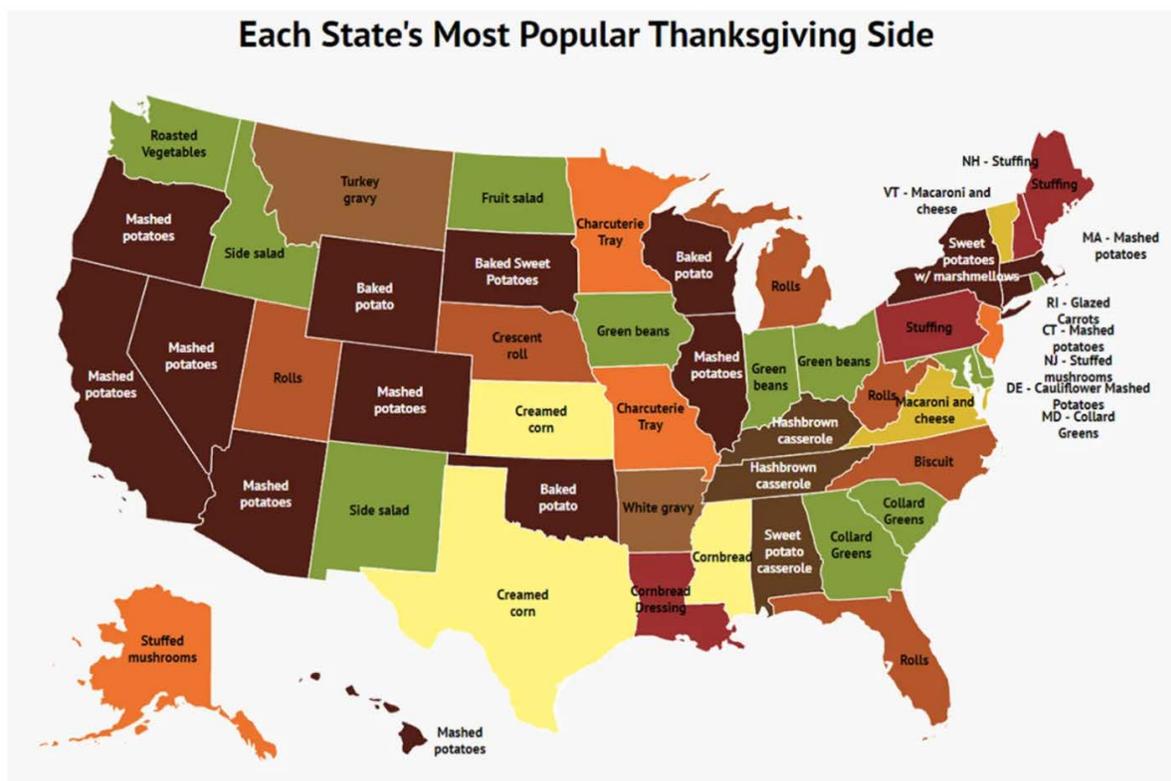
Over the river, and through the wood
Trot fast, my dapple-gray!
Spring over the ground,
Like a hunting-hound!
For this is Thanksgiving Day.

Over the river, and through the wood,
And straight through the barn-yard gate.
We seem to go
Extremely slow,—
It is so hard to wait!

Over the river and through the wood—
Now grandmother’s cap I spy!
Hurrah for the fun!
Is the pudding done?
Hurrah for the pumpkin-pie!

Modern Thanksgivings are still about food and family! Here is a simple chart of the most basic Thanksgiving foods and a map of the most common side dish by state! What do you think about that?

Happy Thanksgiving to all!



～Jennifer Swanson プロフィール～

日本にて7年在住中に、高校英語教師の経験を持ち、日本企業でも働いた経験を生かし、現在は米国大学講師、日米協会講師、在米日本人に英語レッスンの他、米国人に日本語も教える。日米でのさまざまな経験を基に、“頻出テーマで はじめてのTOEFLテスト 完全攻略”(高橋書店: Jennifer Swanson/四軒家 忍 (著))を出版、多方面から楽しい英語レッスンを展開しています。

<http://about.me/jenniferswanson>



11月号 編集後記

暑くなったり寒くなったり、上着を選ぶのが悩ましい日々が続いておりますが、コートに手が伸びる日も増えだし、寒い冬がすぐそこまで来ていることを感じます。いかがお過ごしでしょうか。

政治は混迷、経済はインフレと、課題山積のアメリカ。その中で、エンゼルスの大谷選手がMVPを獲得したニュースは日本人には嬉しいニュースでした。また、日本代表経験のある横山久美選手、宝田沙織選手が所属するここワシントンの女子サッカーチームWashington Spiritも、リーグ優勝をかけた11月20日の決勝戦で延長戦の末勝利し、チーム史上初の優勝！挑戦すること、諦めないことの大切さをスポーツを通じて改めて教えてもらった気がします。

師走が近づき、コロナ感染者数の再拡大も心配されるころではありますが、どうかご自愛いただき、素晴らしいサンクスギビングをお迎えください。

服部・櫻井